

審査基準及び標準処理期間

平成27年4月1日作成

法令等名	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根拠条項	第12条第3項
処分の概要	防犯登録を行う者の指定
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審査基準	
標準処理期間	30日
申請先	大阪府警察本部生活安全部 府民安全対策課 防犯環境第三係
問い合わせ先	大阪府警察本部生活安全部 府民安全対策課 防犯環境第三係 (電話 06-6943-1234 内線 34453)
備考	